

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のための
ワーキンググループの開催について

令和 8 年 7 月 24 日
外国人との秩序ある共生社会の実現
のための有識者会議座長決定

- 1 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の下、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、日本語・生活学習プログラム（仮称）を試行・導入するに当たっての必要な視点、方向性及び留意事項等を調査し、有識者会議に調査結果を報告することを目的として、日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成は、別紙のとおりとする。ただし、ワーキンググループの座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキンググループの座長が定める。

(別紙)

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のための
ワーキンググループ 構成員

座 長	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	四方 光	中央大学法学部教授
	田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
	戸田 佐和	公益社団法人国際日本語普及協会理事長
	浜田 麻里	京都教育大学教育学部教授
	結城 恵	群馬大学特別教授・名誉教授

(座長以外 50 音順)